

改正案	現行
<p>(自立教科等の免許状の授与又は教育職員検定の出願) 第十八条 免許法第十七条第二項又は施行法第二条第一項の表の第二十二号若しくは第二十三号の規定により、自立教科等の免許状の授与又は教育職員検定を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を委員会に提出しなければならない。</p> <p>一 授与を受けようとする場合</p> <p>イ 自立教科等教育職員免許状授与願(様式第十号) 履歴書</p> <p>ロ 免許法施行規則第六十四条第一項の表に掲げる基礎資格の証明書</p> <p>ハ 学業成績証明書</p> <p>ニ 外国人登録原票記載事項証明書</p> <p>ホ 誓約書</p> <p>ヘ 教育職員検定を受けようとする場合</p> <p>イ 自立教科等教育職員免許状検定願 履歴書</p> <p>ロ 人物に関する証明書</p> <p>ハ 施行法第二条第一項の表の上欄に掲げる基礎資格の証明書又は現に有する免許状の授与証明書</p> <p>ニ 単位修得一覧表</p> <p>ホ 単位修得証明書</p> <p>ヘ 実務に関する証明書</p> <p>ト 身体に関する証明書</p> <p>チ 外国人登録原票記載事項証明書</p> <p>リ 誓約書</p>	<p>(特殊教科の免許状の授与又は検定の出願) 第十八条 免許法第十七条第二項又は施行法第二条第一項の表の第二十二号若しくは第二十三号の規定により、特殊教科の免許状の授与又は教育職員検定を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を委員会に提出しなければならない。</p> <p>一 授与を受けようとする場合</p> <p>イ 特殊教科教育職員免許状授与願(様式第十号) 履歴書</p> <p>ロ 免許法施行規則第六十四条第一項の表に掲げる基礎資格の証明書</p> <p>ハ 学業成績証明書</p> <p>ニ 外国人登録原票記載事項証明書</p> <p>ホ 誓約書</p> <p>ヘ 教育職員検定を受けようとする場合</p> <p>イ 特殊教科教育職員免許状検定願 履歴書</p> <p>ロ 人物に関する証明書</p> <p>ハ 施行法第二条第一項の表の上欄に掲げる基礎資格の証明書又は現に有する免許状の授与証明書</p> <p>ニ 単位修得一覧表</p> <p>ホ 単位修得証明書</p> <p>ヘ 実務に関する証明書</p> <p>ト 身体に関する証明書</p> <p>チ 外国人登録原票記載事項証明書</p> <p>リ 誓約書</p>